

**令和6年度 第2回文京区子ども・子育て会議
及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会 要点記録**

日時 令和6年7月10日(水)午後6時33分から午後8時38分まで

場所 区議会第一委員会室(文京シビックセンター24階)

<会議次第>

1 開会

2 議題

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 子育て支援計画の策定について | 【資料第1号】 |
| ア 「計画の推進に向けて」について | 【資料第1-1号】 |
| イ 「計画の基本理念・基本目標」について | 【資料第1-2号】 |
| ウ 「子どもと子育て家庭の現状」について | 【資料第1-3号】 |
| エ 「主要項目及びその方向性」について | 【資料第1-4号】 |
| オ 「子ども・子育て支援事業計画」について | 【資料第1-5号】 |
| (2) 「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」の制定について | 【資料第2号】 |
| ア (仮称)子ども権利擁護に関する条例の骨子案について | 【資料第2-1号】 |
| イ 各区の制定状況について | 【資料第2-2号】 |
| ウ 権利の種類(各区の整理)について | 【資料第2-3号】 |
| エ 今後のスケジュールについて | 【資料第2-4号】 |

3 報告

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 令和6年度保育園等入園状況について | 【資料第3号】 |
| (2) 令和6年度育成室入室状況について | 【資料第4号】 |

4 その他

5 閉会

<地域福祉推進協議会子ども部会委員等(名簿順)>

出席者

遠藤 利彦 会長、高橋 貴志 副会長、高櫻 綾子 委員、秋山 誉寛 委員、
乾 愛 委員、河合 直子 委員、篠原 朝子 委員、原田 悠希 委員、大橋 久 委員、
弘世 京子 委員、堀口 法子 委員、田中 甲子 委員、佐々木 妙子 委員、
高橋 誉則 委員、大野 高裕 委員、五十嵐 悠紀 委員、西 智之 委員、
塚本 千尋 委員、杉本 謙 校長、田島 佳子 校長、安藤 尚徳 弁護士、
磯崎 奈保子 弁護士

欠席者

秋葉 園江 委員、大坪 沙友里 委員、井島 和彦 委員

<事務局>

出席者

多田子ども家庭部長、栗山児童相談所開設準備担当部長、吉田教育推進部長、横山企画課長、木村福祉政策課長、永尾障害福祉課長、渡部生活福祉課長、篠原子育て支援課長、富沢子ども施策推進担当課長、奥田幼児保育課長、足立子ども施設担当課長、大戸子ども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所開設準備室長、大塚保健サービスセンター所長、熱田教育総務課長、中川学務課長、山岸教育指導課長、鈴木児童青少年課長、木口教育センター所長、

<傍聴者>

4名

子育て支援課長:お待たせしました。それでは、ただいまから令和6年度第2回文京区子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会を開催いたします。

私は、文京区子ども家庭部子育て支援課長の篠原と申します。今回もどうぞよろしくお願いいたします。オンラインを併用した開催となりますので、オンラインでご参加の皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日のご出席されている皆様についてご案内いたします。本日の議題にございます「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」の制定についての審議に伴いまして、文京区子ども・子育て会議条例第7条に基づき、4名の方にご出席いただいておりますのでご紹介いたします。

まず、文京区立小学校長会よりご出席の本郷小学校校長、杉本謙様でございます。

杉本校長:よろしくお願いいたします。本当に日頃より小学生の子どもたちを皆さんで守り、そして安全に導いてくださっていることを深く感謝申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

子育て支援課長:続いて、文京区立中学校長会よりご出席の第一中学校校長、田島佳子様でございます。

田島校長:第一中学校校長の田島でございます。よろしくお願いいたします。

中学生になりますといろいろ悩みも持っております。それから自分の意見もいろいろ持って言えるようになってきます。そういう視点から、もしこの会議で有用な意見が言えたらというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長:次に、弁護士の安藤尚徳様でございます。

安藤弁護士:皆様、初めまして。弁護士の安藤尚徳と申します。今日はよろしくお願いいたします。

私は子どもの権利を全般に専門に扱っております、あと文京区の小学校、中学校のスクールロイヤーも務めております。今日も皆様の貴重なご意見を聞ければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長:弁護士の磯崎奈保子様でございます。

磯崎弁護士:弁護士の磯崎と申します。本日より参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は子どもの教育に関することで行っていることといたしましては、文京区についてはスクールロイヤーをしております、中央区ではいじめ問題対策委員会の委員をしております。また千代田区立の九段中等教育学校においては健全育成サポートチームの委員をしております。その他、学校法人の理事、顧問になっておりまして、日頃から学会等を通じて勉強させていただいているところです。

本日より条例制定に関して勉強させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長:ありがとうございました。

続きまして、会議資料の確認でございます。事前に郵送にて配付しました次第、資料第1号から第4号、参考資料1から3までを改めてご確認ください。次に、席上配付としまして、会場にご参加されている方のみですが、座席表とオレンジ色の冊子、子育て支援計画、令和2年度から6年度、そしてピンク色の子育て支援計画追補版としまして子どもの貧困対策計画、またオレンジ色のちょっと分厚い子ども・子育て支援に関する実態調査報告書(令和6年3月)、最後に第3回会議の開催通知をお手元にお配りしてございます。なお、オンラインで参加の方々には別途送付してございます。

資料等に不足等はございますでしょうか。よろしいですかね。何かあればお知らせください。

続きまして、本日の委員の皆様方の出欠状況でございます。ご欠席の旨ご連絡をいただいている委員は、文京区認可保育園父母の会連絡会、大坪委員、連合東京都連合会西北地協文京地区協議会、井島委員でございます。また、遅れてご出席の旨ご連絡をいただいている委員は篠原委員でございます。そのほかまだお見えになった委員につきましては間もなくいらっしゃるものと思います。よろしくお願いいたします。

最後に皆様へのお願いでございます。ご発言する際には、初めに所属団体名とお名前をおっしゃっていただきましてご発言ください。また、会場にお越しの委員でご発言する際にはお手元のマイクのボタンを押してご発言ください。発言が終わりましたらピンクのボタンを押して消していただきますようお願いいたします。議事録のために必要でございますので、よろしくご協力をお願いいたします。Zoomの方は、ご発言する際には手を挙げてお願いいたします。

それでは、これより議事の進行を遠藤会長のほうにお願いしたいと存じます。遠藤会長、よろしくお願いいたします。

遠藤会長:皆さん、こんばんは。本日は大変お暑い中、またご多忙の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今回も盛りだくさんの内容になっておりますけれども、忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。

それでは早速、本日の審議に入ってまいりたいと思います。本日の会議は次第のとおり、議題が2件と報告が2件ございます。会議時間につきましては20時30分閉会を予定しておりますので、皆様、進行のほうにご協力いただければ幸いです。

初めに、議題1、子育て支援計画の策定についてでございます。

5月の第1回会議では、次期計画の策定の目的やスケジュールなどについて区から説明をしていただきました。今回の会議では、次期計画の主要項目とその方向性、子ども・子育て支援事業計画における教育保育、学童保育、病児保育事業の今後のニーズ量の見込みを中心に区の検討案について議論してまいりたいと思います。

資料第1号と資料第1-1号から資料第1-5号までの子育て支援計画の策定についてご説明をこれからお願いしたいと思いますが、本日の報告事項にございます(1)令和6年度保育園等入園状況と、(2)令和6年度育成室入室状況がこの議題に関連するものでございますので、続けて、資料第3号と資料第4号についても所管の幹事よりご説明いただきたいと思います。

それでは初めに、篠原子育て支援課長よりご説明をお願いいたします。

子育て支援課長：改めまして、文京区子育て支援課長の篠原と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料第1号をご覧ください。

前回の会議でも少しご説明しましたが、今年度が来年度以降の計画策定の年ということで、その概要をまとめたものでございます。こちらにあるとおりなのですが、この太枠の中の本日は第1章から第4章までを審議したいと存じます。お手元の資料の第1-1号からは、実際冊子になったイメージを順番に作成してございますのでちょっとご覧いただければと思います。

お手元の資料第1-1号をご覧ください。

ここの白抜きのところで、この部分については本来お示しする必要のない部分ではありますが、冊子になったときに必ず載るものでございますので、お示してございます。こちらは既に昨年策定しました文京区地域福祉保健計画からの引用で、これは改変がちょっと難しい部分になっています。ですので、この部分はそのまま掲載をさせていただいております。

まず、この資料を見ていただければと思うのですが、「計画の推進に向けて」についてというところから、様々な区が抱える福祉行政の部分についての包括的な説明をしてございます。

お手元の資料で4ページ目をご覧いただきたいのですが、こちらのこの計画の推進に向けてという部分は、このように重層的支援体制整備事業というのが真ん中にございますが、こういった国から示された新しい概念を基に共生社会の実現に向けたものを図式で示したものでございます。

5ページ目については、重層的支援体制整備事業についての説明を簡単に入れてございます。区は、様々な年齢や世代を問わず重層的に区民の皆様方をお支えしているというところで事業を構築していくこととされておりまして、これをまとめたものになってございます。

お手元の資料の6ページと7ページをご覧ください。

それをよりさらに、重層的支援体制整備事業についてをもう少し図式化したものが6ページ、7ページになります。重層的支援体制整備事業とは複雑化、複合化した課題や制度のはざまにあるニーズに対応し、それを適切に支援につなげる事業となっております。

左の図のⅠの包括的相談支援事業においては、子どもだけではなく介護・高齢、教育などの各分野の既存の取組を活用した属性を問わない相談を受け止め、Ⅱ番目の多機関協働事業、次のページ、7ページ目ですね。矢印でつながっていますが、では、その複合課題等に対応するため分野間の協働をコーディネートする体制を示してご

ございます。また、必要な支援が行き届いていない方に支援を届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、Ⅲ番目ですね。そして地域づくり事業において住民同士が支え合い、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実を図るものでございます。

文京区ではこれらの事業を一体的かつ重層的に実施し、地域共生社会の実現を目指すこととしております。これを一つの図でなるべく簡潔に示したものが6ページ目、7ページ目でございます。

最後に8ページ目をご覧ください。

この四角で囲んだ部分ですが、先ほど申し上げたとおり、地域福祉保健計画から引用しておりますが、今後この部分に追記をしまして、前年度の計画、要は今年度までの計画の進捗状況や本区の子育て支援体系図、これは1枚のページになっておりますがこれを、さらに後ほどご説明いたします(仮称)子どもの権利擁護に関する条例の取組状況等について、この3の計画の進行管理以降に掲載する予定でございます。

続いて、資料第1-2号をご覧ください。

こちらと同じく地域福祉保健計画からの引用となっております、国や文京区の統計資料、昨年度実施した子ども・子育て支援に関する実態調査の結果等をまとめたもの。失礼しました。こちらは地域福祉保健計画からの引用となっております、ご覧のとおり基本理念を六つ、基本目標を三つ、2ページにわたって記載してございます。こちらはそのままの掲載を予定してございます。

続いて、資料第1-3号をご覧ください。

こちらは計画の第3章に該当するわけですがけれども、国や文京区の統計資料、そしてまた昨年度実施してお手元でございます子ども・子育て支援に関する実態調査の結果等をまとめたものになっております。結果等を全て載せることは難しいので、その中から我々が実態調査を踏まえた上で何を載せればいいのかというところを案としてお示したものでございます。

主な項目における特徴をご紹介します。まずこの資料第1-3号の3ページ目をご覧ください。

3ページの文京区の人口の推移ですが、これまでも文京区の人口は増加を続けて、0歳から14歳までの年少人口も増加していることが見てとれると思います。

次に、6ページ目をご覧ください。

こちらは合計特殊出生率及び出生数の推移ということで、令和4年の文京区の合計特殊出生率は1.11、国は今年度0.99という数字が出ておりますが、出生数は1,810人となっております。また、先ほど少しご紹介しました先月公表された厚労省の人口動態統計の概数において、令和5年の全国の合計特殊出生率は1.20で、統計を取り始めて最も低くなったということが分かっております。また、先ほど申し上げたとおり、東京都は全国の中で最も低い0.99で1を割り込みました。一方、文京区の出生率は令和4年と同様の1.11から1.12程度になるというふうに考えてございます。こちらはまだ正確な数字が出ておりませんが、秋頃にお示しできるというふうに考えてございます。

次に、7ページをご覧ください。

今回、新たに推計した文京区の将来人口でございます。過去の変化率を基に推計した結果、次期計画の最終年度と当たる令和11年度には0歳から17歳までの人口が3

万7,175人まで上昇していくことを見込んでございます。なお、二つ目のグラフには「文の京」総合戦略で掲載しております本文の説明文についても記載しておりますけれども、総合戦略の人口推計の内容を説明したものに更新する予定でございます。

8ページ目からは、実態調査を基に我々の中で必要と思われるものを抜粋したのになっておりますが、まず10ページ目をご覧ください。

こちらは国が調査した育児休業取得率の推移となります。女性は80%台である一方、男性は近年増加傾向にあるものの、令和4年度は17.1%となっております。

13ページ、14ページは、保育園・保育所等で、15ページ、16ページについては育成室の状況を示しておりますので、ご覧いただければと思います。

13ページの図の3-16のとおり文京区の保育所等待機児童数は令和6年では二人となっております。

一方、15ページをご覧ください。

15ページの図の3-20、育成室の待機児童数の推移については、令和6年は93人となっております。

次に19ページをご覧ください。

ここからが昨年度実施した子ども・子育て支援に関する実態調査を抜粋したのになります。

まず19ページの表は、子育て環境や支援への満足度ですが、それぞれの保護者の方々において満足度の高い4、5が、ほかの低いよりも上回っている部分が見てとれるかと思えます。

そのほか、20ページ以降は子育ての楽しさや役立つ子育て支援の施設・サービス、子育てをする上での不安や悩みなど、実態調査の結果を事務局のほうで抜粋して取り上げているものでございます。このほかにも取り上げるものがあるかもしれませんが、もしご覧になってこういったものは載せないのかということがあればご意見を賜りたいと思っております。

そのほか、こういったところで一旦、資料第1-3号はご説明を終えたいと思えます。

次に、資料第1-4号をご覧ください。

ここからが次期計画の芯に当たる部分なのですが、こちらがちょっとA3サイズで広げていただきたいと思えますが、これが新しい計画の中の中心的な部分となる主要項目及びその方向性についてを大きな文字で示したのになります。

こちらの資料を作成するに当たっては、今の計画の内容のほかに、区や国の新たな動向等を踏まえて、今後の課題として考えられるキーワードや情報を上げていながら、関連性のあるものをグルーピングしながら事務局のほうで項目を整理したものでございます。

まず、全体の項目に関連する全体に関わる視点が左上にございます。星マークとしまして、この三つの丸の部分を挙げてございます。そして主要項目となる大項目、一番左については5項目を入れてございます。それに対応する方向性をまとめた小項目を14項目示してございます。また、一番上の四角囲みの伴走型支援やこども誰でも通園制度といった四角で囲んでいる用語は、最近話題となっていることや新たな取組と

して区が推進していることなどを代表して目出ししているもので、各小項目にこういう要素がございますよということをお示ししているように記載したものでございます。

なお、次の参考資料2をご覧くださいなのですが、こちらは我々事務局のほうで、今の計画からどのように変えたかというものが分かるように示したものでございます。左側が今の5か年計画ですね。今年度までの計画の部分をお示ししてございます。この部分を実態調査や今の国や区の動向等を踏まえた上で、右にお示しのような次期計画の形にしようというところで案を示したものでございます。

こちらの資料も参考にしながら、今後、この主要項目及びその方向性について、皆様から本日に限らず、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

最後に、資料第1-5号をご覧ください。

こちらは、子ども・子育て支援事業計画の部分でございます。

この子ども・子育て支援法において、区市町村が事業の量や実施時期等を定める必要があるとされております教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に関するものになります。具体的には、保育園のニーズ量だとか育成室のニーズ量、あるいは病児・病後児保育だとか地域子育て支援拠点と言われる子どもの居場所、親子の居場所づくりのニーズ量に関するものを具体的に計画として落とし込むものになります。

ニーズ量の算定方法の概要は1ページの図のとおりでございますが、この部分は具体的には実態調査の結果からご家族の構成やそのご家族の構成による利用意向率を導いて、対象児童の人口推計と掛け合わせたものがニーズ量となります。この算定式はかなり複雑なので、簡単にこういうふうにお示ししてございますが、それぞれの実態調査の結果とご家庭の属性からニーズ量を出しているということでございます。

ただし、この結果が、これは国から示されている傾向なのですけれども、この結果が国の示された計算式と実態が大きく乖離する場合には、国からより実態のニーズに近いと考えられる算出の方法を参考にしながら、あるいは過去の本区の事業実績を踏まえながら、本区の実情に応じた算定で行っております。

次に、2ページ目をご覧ください。

こちらは先ほどの子どもと子育ての家庭の現状でもお示した人口推計の結果となっております。こちらの人口がニーズ量の見込みのベースとなっております。

次が3ページ目になります。

ここからは各項目の内容をそれぞれ記載したものです。本日の会議と来月の8月の会議において各項目のニーズ量をお示しする予定でございますが、今回は3ページ目の教育・保育に関するもの、ページをめくっていただいて6ページ目の10番、病児保育事業、7ページの11番、放課後児童健全育成事業、この三つを今回ニーズ量として算定してございます。そのほかの分については8月のお示しとなります。

その結果については、次の資料第1-5号の別表でA3の大きな表がございますが、こちらのほうにまとめておりますので、ご覧いただければと思います。

こちらの右側にある量の見込みというのが、次年度、令和7年度から5か年かけたそれぞれの事業におけるニーズ量の見込みでございます。こちら、例えば病児保育の一番下であれば、国の算定式だと現実離れた大きな数字が出ていますが、これは

実態と合いませんので、この部分は過去の実績を踏まえながら文京区のほうで調整をしてございます。そのほかの事業についても国の実態から大きく乖離するものについては、区のほうで今までの事業実績を踏まえた形でニーズ量を出しているものでございます。

この部分についてもご意見を賜れればと思っております。

そして、資料第1-5号の8ページ目にお戻りいただければと思います。

こちらは、次期計画から新しく新規に掲載する事業でございます。これまでの計画には載っていない新しい事業になります。算定方法については国から示されておりますが、まだ新しい事業ということもございまして、最終的にどのようにニーズを捉え、計画に掲載するかにつきましては、関係部署間で協議しながら、今後、子ども・子育て会議にお諮りしたいと思っております。

特に、1番目の子育て世帯訪問支援事業や、3番目にございます親子関係形成支援事業は、既に子ども家庭支援センターのほうで一部事業を行っておりますが、真ん中の児童育成支援拠点事業、こちらは例えば一時保護所で預かったお子さんの居場所をどうするかという部分については、まだ区ではこの事業を行っておりませんので、この部分のニーズ量についてもどうするかということは今後計画に落とし込むに当たって、関係所管課と協議しながら、この子ども・子育て会議のほうでお示ししてお諮りしたいと思っております。

最後に、資料第1号にお戻りください。第1号の裏面をご覧ください。

今後の策定スケジュールをお示ししてございます。今後は2か月この計画についての検討をしていくわけでございますけれども、今後は8月の子ども・子育て会議についてご意見なども踏まえまして、9月の議会報告の後、10月に中間のまとめとしまして10月の子ども・子育て会議においてお示しをしまいたいと思っております。これらの中間のまとめを踏まえまして、12月にパブリックコメントと区民説明会を行う予定でございまして、もちろんこの部分には子どもの権利擁護に関する条例の制定もございまして、お子さんからの意見もしっかり聴取していく予定でございまして、そして1月の子ども・子育て会議で最終案を示しまして、来年3月の策定を目指す予定となっております。ここまでかなり量が多くなりましたが、ここまでの間でしっかりこの計画についてのご意見を皆様から、あるいは議会の皆様からご意見いただきながら進めていきたいと思っております。

私からの説明は以上となりますが、引き続き報告事項の資料第3号と4号について、所管の課長より報告させていただきます。お願いいたします。

幼児保育課長:では続きまして、私、幼児保育課長より報告事項(1)令和6年度保育園等入園状況について、資料第3号に基づき報告いたします。

まず、資料第3号の1ページ目をご覧ください。

項目1、待機の状況でございますけれども、今年4月は入所保留者、いわゆる保育園への入園の申込みをしたものの、希望する認可保育園に入っていない子どもの数が306人、そのうち既にほかの認可園に在園中で転園を希望された方であったり、認証保育所などで保育をされている方など、国の基準で待機児童数から除く児童の数は304人だったため、結果的に待機児童数は0歳児クラスの2人だったというところで

す。ただし、後ほど園ごとの4月1日時点の空き状況をお示しいたしますけれども、0歳児クラスは全体で226人分の空きがある状況でございますので、以前のような、いわゆるどこにも入れる枠がないという状況とは異なってきているというような状況でございます。

続きまして、1ページ目の項目2の申込状況でございますけれども、6年度の申込み児童数は合計で1,680人、5年度との比較で34人の増となっているところです。全国も同様の傾向でございますけれども、令和3年生まれの出生数が一度大きく減りまして、そこから微減傾向が継続中でございますけれども、その影響が2歳児クラスまでの全てと3歳児クラスの一部に今年度は現れていることから、2・3歳はやや申込みが減少したというふうに考えられます。一方で、1歳児クラスが97人の増、0歳児クラスが12人の申込みの増となっているところです。

人口はここに記載はございませんけれども、特に1歳児は4月1日時点の人口で比較しますと、令和4年と5年を比較しますと1,929人から1,720人に209人と大きく減少しましたが、昨年と今年の4月1日を比較すると1,720人から1,799人に79人の増加だった影響が大きいというふうに考えられます。全国同様出生数は減少傾向ですが、今の1歳児クラスに限って言えば、やや転入が増えた感じがございます。

続きまして、2ページ目から4ページ目までですけれども、こちらは3つのページで1つの表となっております。

園やクラスごとの定員数であったり、在籍園児数、それを差し引いた数を欠員として表示しておりまして、先ほどご説明した申込状況の園ごとの内訳となっております。個々の説明は省略いたしますけれども、全体的な傾向といたしましては、区の東側のエリアである千駄木、湯島、本郷、あと小石川の一部にある園がやや定員が逼迫しているところです。特に1歳児クラスの定員が非常に埋まっているというような状況。

また、4ページ目をお開きいただきまして、下から3行目がクラス別の全体の定員と在籍児童数でして、0歳は226人の空き、1歳児クラスは73人の空きなど、トータルで7,341人の定員のうち1,171人の空きが生じている状況でございます。ただ、0歳児クラスについては例年、その年度が経過するにつれて、例えば4月から5月、5月から6月になるにつれて徐々に入園が増えていくというような状況でございます。また、定員に対する充足率は区立保育園は約9割、私立保育園は約8割の埋まり具合となっております。やや区立園の充足率が高くなっているところです。

最後の5ページ目でございますけれども、申込者の状況であったり、定員数の推移などを表しておりますけれども、③の保育所等定員の推移を見ますと、保育園の新規開設は昨年4月のソラスト茗荷谷を最後に計画上では新規開設はございませんけれども、認証保育所であったり春日臨時保育所が5年度末で閉園しまして、グループ保育室こうらくが5年度途中から未就園児の定期預かりを実施したことなどで、待機児童対策としての園の廃止、事業の転換などによる定員数の減少が主なものとなっております。

説明は以上です。

児童青少年課長：続いて、児童青少年課長、鈴木と申します。

私のほうからは資料第4号に基づきまして、令和6年度育成室の入室状況についてご説明いたします。

資料第4号をご覧ください。

まず、1番の育成室の定員等の推移でございますが、この表は令和2年から令和6年まで5年間の定員等の推移でございます。今年度の待機児童数は先ほど説明したとおり、前年から4人減の93人となりました。

続いて、その下の表が2番、育成室別の入室状況になります。

表の左から次ページにわたって55か所の育成室名、定員、在籍者数、継続者数、この継続者数というのは昨年度1・2年生が4月に2・3年生になって利用を継続している児童数です。その隣、新規申請者数、最後に待機児童数が(B)の継続者数と(C)の新規申請者数を足した人数から(A)在籍者数を引いた人数となっております。表をご覧ください、主に窪町小、青柳小、誠之小周辺で待機が多く出ております。

2ページ目をご覧ください。

2ページ目の下から10段目、水道第二育成室から一番下の駒本第二育成室までが令和6年4月に開設した育成室でございます。新たに10か所開設をいたしました、依然として待機児童数が高止まりであるため、引き続き、新規育成室の整備を進めてまいります。

説明は以上です。

遠藤会長:ただいま、篠原子育て支援課長より子育て支援計画の策定についてご説明いただきました。またその後、奥田幼児保育課長より保育園等入園状況について、そしてまた鈴木児童青少年課長より育成室入室状況についてご報告をいただきました。大変ボリュームな内容で、論点が多岐にわたりますので前半と後半に分けてこの後少しご意見を頂戴したいというふうに考えております。

初めに、資料第1-4号まで、そしてその後に資料第1-5号以降についてご意見を伺えればというふうに思っております。

最初に資料第1-4号までの内容についてご意見等がございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、そしてその後にオンラインでご出席の委員の皆様の順番でご発言をお願いできればというふうに思っております。ちょっと資料がたくさんあるかと思しますので、ちょっとお手元に資料第1-4というところまでのところをもう一度取り出しておいて、そこまでで何かまず、ご意見等を頂戴できればというふうに考えます。よろしくお願いたします。

それでは、よろしくお願いたします。

乾委員:失礼します。区民委員の乾と申します。ご説明ありがとうございました。

私から2点お伺いさせていただきます。

まず、資料1-3号の6ページ、先ほどご説明いただいた合計特殊出生率のところなのですけれども、こちらは東京都でも大変話題になった数値かと思えます。ただ、このデータに関しては未婚女性が含まれるために解釈も大変留意が必要な指標と理解しております。全国よりも低くというふうに記載をされていますが、特に文京区では学生の流入が多いことを考慮しますと、相当影響を受ける数値とも考えられます。そこで有配偶者の出生率、この辺りのデータを把握されているかどうかというのをお伺いした

いのと、掲載されるときに併記される予定があるかどうかというのを一つお伺いしたいのでございます。

2点目が同資料の10ページですが、こちら先ほどご説明がありました育児休業の取得率の推移について、全国のデータを掲載していただきました。ですが、こちらは文京区の数値を把握されているかどうかお伺いしたいのと、特にこちらは同資料の22ページの実態調査の結果で育児上の悩みとして、育児と仕事の両立というところが課題に挙がってきておりまして、かなりポイントになる、文京区の子育て施策を検討していく上では大変重要な指標になるかなというふうに思いますので、こちらのデータを把握されているかどうか、それから掲載する予定があるかどうかお伺いしたいと思います。よろしく願います。

子育て支援課長:子育て支援課長の篠原と申します。

最初にご質問いただいた育児休業取得率については、区のほうではこのデータを取っておりませんので、データがないということで掲載も難しいと考えてございます。

また、次の育休率についても、区の状況については把握ができていない状況でございますので、その部分は可能な限り関連するものは掲載しておりますが、これについての正確なデータを把握していないというところでございます。

乾委員:ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

はい、よろしく願います。

塚本委員:支援学級連絡協議会の塚本と申します。

資料を会長やほかの者とざっと拝見させていただきました、やはり支援が必要なお子さんたちに関しての数字がどうしても少なく出てしまう。そうするとデータとして数字が少ないと扱いも小さくなってしまふという問題はやはりすぐ指摘されまして、ただ、こちらのほうで、資料1-3号の17ページで特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍者数の推移というところで、育成室の数値が非常に増えていることを、会員から、これはどういった理由なのか。6年生まで預かっていたことができるようになったので増えているのか、それとも、特別な支援を必要とするお子さんの育成室利用が、どんな理由なのかというのがもし知れたら知りたいという話がありました。

あとは、実は育成室の待機の問題というところの中で、支援級にいるお子さんたちが育成やアクティに入ることを断念されたケースというのが結構おありのようなのですね。各学校のアクティによって受入れの状況も違ったり対応も違ったりということなので、数字に見えない本当は入りたいけれど入れない方たちもいらっしゃるということが今回私も分かりました。私は昨年度に転籍しまして、支援級の状況もあまりよく分からないままだったのですが、今回いろいろ聞いてみたところで、希望を出していないからといって、ないものにされてしまうのはちょっと寂しいところがあるという。今後のアンケートに関しても、やはり障害児のアンケートの取り方というものをもう少し何か工夫していただけたらというお話が入ってきています。

あと同じ資料の21ページで、「障害のある子どもに対する支援の充実」というのを希望している数字が少ないのですけれど、実際これが、母数が障害のあるお子さんを持

っている保護者ということに限定されたらかなりのパーセンテージになるだろうという話も出ていますが、全般の資料になるとどうしても見えにくくなる。

また、育児不安などに関しても、今回22ページで、今回調査で追加された項目で「子どもの成長や発達のことについて心配である」という未就学の方があるのですが、私たちは支援学級連絡協議会で小学校なのですけれど、私が個人的に友人と立ち上げている親御さんたちのケアラズカフェというものがありますが、そちらで未就学のお母さんたちが非常に切迫した形で将来が不安とか様々な、診断がまだつかない、もしくは診断を受けに行くのが怖いという状況の方たちの相談の受皿としての場所がちょっと弱いけれど、でもやっぱりこの数字が出ているものが一般のお母さんたちでも未就学のときは心配ですけれど、やはり何か指摘された親御さんたちがどのような状況なのかというのがやっぱりこういう数字だとなかなか見えにくいなという指摘がありました。すみません、質問というか指摘というか疑問なのですけれど。

あと26ページで、関わっているところで、「療育機関」という数字で3.2%と出ているのですが、ほかでは私立の保育園とか区立と書いていますけれど、ここは療育機関が区立のものと民間が多分一緒になっている数字だと思うんですね。これがもし分かれている数字がおありでしたら知りたいというのと、あと実際、やはり正直、利用者たちからしますと区の療育に入りたくても全く入れないという待機児童ならぬ区の療育待機というか、むしろ待機にも入れてもらえない状況というものがありますので、そこら辺の数字というものを今回のこととはちょっと若干趣旨がずれるかもしれないのですが、気になるということをおっしゃっていました。

すみません、ざっと申し訳ないです。

遠藤会長:ありがとうございます。非常に重要なご指摘かと思っておりますので、よろしく願います。

子育て支援課長:まず、全体の計画についての考え方なのですけれども、あくまでこの抜粋として載っているものについては、我々の中で必要と思っているものを載せておりますが、いただいたご意見を踏まえながら支援を必要とされている方々のデータもきちんと載せられる部分については載せていきたいと思っています。

我々の考えとしては、どのようなお子さんであっても子育てに変わらないという趣旨はずっと一貫して持っておりますし、それ以外にも障害者・児計画のほうでもしっかり調査もした上で掲載もしておりますし、その二つの合わせ技でいければと思っております。今回は、あくまでそういった様々な方の全数で取っている部分と、もちろんそういった何か支援が必要な方々のお子さんのご家庭も合わせているので、こういった形の表現になっておりますけれども、少ないからとかいうことではなく、全てのお子さんに対しての支援は変わらずこの計画の中で落とし込んでいくということは思想としては変わらないということをおっしゃりたいと思います。

また、それぞれの各事業の理由については、所管の課長からの回答があるかと思っておりますが、一つご質問いただいた療育機関の内訳についてはこちらのほうで把握できておりませんので、この部分の数字のみということでご了解を賜ればと思っております。

児童青少年課長:児童青少年課長、鈴木と申します。私のほうからは17ページに記載の部分を説明させていただきます。

特別な支援を必要とする児童の在籍者数の推移ということで、そもそも小学校に特別な支援を必要とする児童の母数が増えておりますので、育成室のほうも在籍児童数が増えているような状況でございます。文京区のほうでは配慮が必要な児童と認められた場合には一対一で職員がつくような形になっておりますので、丁寧なケアに心がけているところでございます。

もう一つがアクティのお話でございますけれども、こちらはこの事業につきましても放課後全児童向け事業は全ての児童がご利用いただける事業となっております。そこで障害をお持ちですとかそういったことは全く関係なくご利用いただける事業でございますが、確かに特別支援学級の子の保護者の皆様からもそういったご要望をいただいて、私のほうからも回答させていただきました。その後今年3月と6月のアクティを運営する事業者の説明会で私のほうからそういったことがないように再度周知はしたところございますので、引き続きご利用いただければというふうに思っております。

遠藤会長:よろしくお願いたします。区のほうで。

障害福祉課長:障害福祉課長の永尾と申します。

今、療育サービスを使いたいけれどもなかなか使えていない、希望どおり使えていない現状があるというお話があったかと思いますが、区としても、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用を希望される方が希望の日数を利用できるように、民間事業者も含めて整備を推進しているところでございます。

また、この4月から、開設に当たって事業者への補助の額の引上げもしておりますし、実際に、今年度も複数件新規の事業所の開設も進んでおりますので、文京区のニーズをお伝えしていく中で、新しい事業者の整備を進めていき、希望する方が希望するだけの日数を使えるように区としても取り組んでまいりたいと考えております。

遠藤会長:よろしいでしょうか。

塚本委員:ありがとうございました。

遠藤会長:ほかにいかがでしょうか。

よろしくお願いたします。

河合委員:公募委員の河合でございます。

私からは、今回キーワードは外国の方ということでお伺いしようと思っております。

この数字の中で5ページ目とか、最近外国の方の登録も母数の中に普通に加えるということだと思っておりますが、言葉がしゃべれないことをもって特別な支援を必要とする、という扱いになり、特別支援学級に入っているという話をどこかのニュースで聞いたことがあります。

資料1-4では外国人というキーワードで抽出されているのですが、母数を出すに当たってもそういったところで外国の方、外国のお子様というのがどれくらいの人数いるのかとか、ニーズ調査を行うに当たってそのキーワードで区別できる材料をそろえていらっしゃるかどうかということをお伺いしたいです。

子育て支援課長:今回、昨年度の実態調査を行うに当たって、特に外国籍の方という形で取ってはおりませんので、この部分についてなかなか統計は難しいということです。ただ、何人かの世帯の方々に対しては外国語でお答えするケースはございますけれども

も、今回の調査にその部分が如実に表れていると言われるとちょっとなかなか難しいのかなというところになっています。

河合委員:ありがとうございます。もし可能であれば、母数を取る際に住民基本台帳からの数字なのか、それとも外国籍なのかというのを少し区別する意識を持たれるとよいかというふうに一瞬思いました。

以上です。

子育て支援課長:委員がおっしゃるとおりだと思います。最近小学校のほうでも外国の方々がとても多いということは、それぞれの所管の課長でも把握しているところですので、そういった部分も捉えていくことを今後課題として捉えた上でどうしていくかということは、また所管課と協議してまいりたいと考えてございます。

河合委員:ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございます。

ほかに会場で何かご意見はございますでしょうか。

もしなければ、オンラインで、はい。ご意見をオンラインでご参加の方で、第1-4号までの内容につきまして何かご質問とかご意見がございましたら頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

もし何かございましたら、はい。

子育て支援課長:今回、かなりボリュームが多いので、見ていただくのにもかなり時間がかかるかと思っておりますので、また次回の会議でも引き続きやりますので、その中でまたご意見があればメールでも結構ですし、個別でも結構ですので、ぜひご意見を賜ればと思っております。

遠藤会長:それでは、次に資料第1-5号からの内容について、ご意見等を頂戴できればと思います。会場にいらっしゃる委員の方、そしてオンラインでご参加の委員の方の順番でご発言をお願いしたいと思います。こちらのほうはいかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

原田委員:区民委員の原田でございます。貴重なご説明をいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

資料1-5の2ページのところで、お願いが1点と質問が3点ありましてお伺いできればと思うのですが、まず1-2の人口の推計に関して今既に生まれている子どもに関しては育っていくということなのでそんなに推計がずれるということはないのかなというふうに思うのですが、主には今後生まれてくる場所の推計がぶれ得るということかなと思っております。1-5の別表に関連するところとしては、3号認定の子どもというところの保育量というのをどの程度に見積もるのかということに関わってくるのかなと理解しています。

そうやって拝見しますと、令和6・7年度以降、毎年子ども、0歳児が増えていくという推計をされているということだと思います。それに関して、私は若干楽観的ではないかなという気もするのですが、一方で未来のことは分からないので、区の皆さんが今回推計されているということなので、推計に従ってと思います。このため、ここの部分は1点お願いということなのですが、計画期間中でもおそらく1年、2年たったら、大分当初の見込みと違ったみたいなことはあるのではないかなと思います。その時に保育所

整備の総定員などに大きく影響してくるのではないかなと思いますので、年度ごとの状況を見ながらこの会議などで取り扱っていただいて、随時、特に生まれてくる部分については見直していただくということをご検討いただけたら良いのではないかなというのが1点目のお願いでございます。

質問は3点、手短にお話ししたいと思うのですが、まず育成室の関係で、育成室に関してはおそらく今回の計画期間中は既に生まれている子どもさんが主だと思うので、推計値としてはオーケーかなと思っています。そういった中で、1点分らないのが、アクティとのすみ分けで、どちらに行っても良いというパターンがあるときに、育成室の必要整備量についてどのような理解の下で推計というのをされているのかを教えてくださいたいということです。

質問の2点目は病児保育の関係なのですが、一生懸命今整備いただいている、私の長女が生まれたときとか全然入れなかったのですが、今は多分使いやすくなっているのではないかなと思ったのですが、今、6年度3,400人となっていて、7年度以降4,000人台半ばぐらいで推計されているということなのですが、これは潜在需要を見込んでということなのか、今拡充されてきてどんどん利用されているのか、それとも空いているのか、その辺りの実態を教えてくださいたいというのが質問の2点目です。

質問の最後ですけれど、次回以降ご説明いただけるということを最後に資料1-5の7のところで書いてあるのですが、「こども誰でも通園制度」が少し気になっておりまして、とても重要な事業なのではないかなというふうに思うのですが、どういう形で文京区のほうで使えるようにしていくのか。保育所の空きについて、どの保育所でも空いているところがあったら誰でも通園するというのを事業者をお願いしていくのか、それとも使える保育所は限られているのかとか、ニーズの見込みについてもちょっと計算が難しいところがあるのではないかなと思うので、これは今日お答えいただくというよりも、次回資料をご説明いただくときに、考え方を詳しく教えていただければありがたいなというお願いでございます。

以上です。

遠藤会長:よろしくお願いいたします。

子育て支援課長:子育て支援課長の篠原です。ご意見をありがとうございました。

まず1点目の人口推計ですが、これは毎年見直しをしております、計画の最初の部分では、冊子の印刷には今年推計したものが載りますが、人口推計は毎年毎年見直しをして、この子ども・子育て会議で報告をしております。同様にそのほかの事業についても毎年見直しをして再算定を行うとともに、令和9年度に中間年度ということで大きな見直しをする予定でありますので、そういった形で進行していくことをお伝えしておこうと思います。

また、それぞれの事業については所管の課長からちょっと回答いたしますが、病児については、今、ニーズがかなり高まっていて、またDXで、またオンラインで病児・病後児になってということも踏まえましてニーズが増えていることは認識しております。

また、地域偏在を解消するために現在、大塚・音羽エリアのほうでは拡充を市内のほうで検討しております、そういったことも踏まえた上でニーズ量を入れているというようなことはお伝えしておこうと思います。

児童青少年課長:育成室の整備量と、またアクティとのすみ分けの部分でございますけれども、確かにこの育成室をどこまで増やせばいいのかというところは我々課の中でも議論をしているところでございます。ただ、どれだけアクティに流れていくかというところはなかなか読みづらい部分ではあります。ただ、課の方針、区の方針としては、やはり放課後の子どもの居場所の多様化というのは進めたいと思っております、アクティも、育成室は保育の場、アクティは見守りの場ですけれども、見守りといっても放課後の2時間、3時間、本当に大事な時間を過ごす時間でもありますので、ただ見守るだけじゃなくもっとアクティも選んでいただけるように、その時間もすごく充実させていく必要はあるかなと思っております。ただ、その整備量についてはちょっとまだどれぐらいこれから増やしていくかというのはこのニーズを踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

子ども施策推進担当課長:子ども施策推進担当課長、富沢と申します。

病児のところをもう少し補足させていただきます。

資料第1-5号別表の病児・病後児事業については、5年度の利用実績が3,427人ありました。それに対しまして7年度以降の推計の出し方なのですが、どうしても病気のピークが重なってしまうとか、あと病状によっては隔離室が埋まってしまう入れないとか、伝染病の関係でどうしても部屋が使えないとか、満員でお断りになるとかいう場合があります、どうしても使いたいけど使えなかったという方がトータルで1,100人ほどいらっしゃいます。その中でもともとお預かりできない病状の方もいるので、そこを除いた数が大体1,000人ぐらいあり、3,400人に対して1,000人を足すことで4,400人ぐらいという数が出ております。その後の人口推計に合わせて数字を調整したものが並んでいます。

また新しい施設の開設につきましては運営事業者、用地や施設も必要です。それから連携していただくお医者さんもないとできないので、新規の開設にたどり着けていない状況がございます。

また、先ほど話があったとおり地域偏在というところも区としては認識しておりますので、そういったところを計画にも位置づけながら何とか新しいところができないかは絶えず検討していきます。

以上でございます。

原田委員:ありがとうございます。

子ども施設担当課長:すみません、子ども施設担当課長の足立と申します。

こども誰でも通園制度について少し言及させていただきます。

本区につきましては、昨年度、国のモデル事業という形で他の自治体に先駆けて未就園児の定期預かり事業として実施をしているところでございます。今年度はそちらの事業を踏まえまして継続してというか、位置づけはモデル事業から区の独自事業という形に変わりましたが、実施しているところでございます。

今、国で示されているモデルが基本的には一月10時間以内というような非常に短い時間での利用形態で示されているところですが、本区の利用ニーズとして、そこはフィットしないと考えてございまして、お一人様1週間に1日ないし2日で、基本的には1日

お預かりするというような形での利用形態となっておりまして、現状、既に国のモデル、少なくとも今提示されているモデルとは少し違った形での実施となっておりまして、ですので、ニーズ量をどう見込んでいくかにつきましては、そもそも既に実施形態が違っていると。現状、区のニーズには我々の実施形態のほうがフィットしているのかなと考えているところもございまして、国の今後の検討になるかと思いますが、そこら辺がどの様に提示されるのかというところは注視したいと考えてございます。

実際にはこの計画上、こども誰でも通園制度のニーズ量をどう見込みなさいというような計算式の提示については今後、国からあるように聞いておりますけれども、そこら辺も踏まえながら区の実態としてどの様に算出するかというのは検討の上、次回以降お示ししながら、ご意見を頂戴したいと考えているところでございます。

原田委員:ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございます。

ほか、よろしく願いいたします。

高橋(誉)委員:学童保育連絡協議会の高橋でございます。資料をありがとうございます。

人口の量の見込みの話であったり、またニーズ量のところ。ニーズ量はある程度アンケートの中から推計できると思うのですが、量の見込みのところはどこまでいっても多分精緻なものというのは、限界値はおそらくおありなんじゃないかなというふうには思いますが、特に学童保育のようなケースだと、先ほども育成室ごとに待機児童数がかかりばらつきが当然のことながらある。これはおそらく文京区の中においてそれぞれの地域において、例えば大規模なマンションが開発されましたとか、そういった実態の、その地域の状況によって大分変動してしまうのではないかなというふうに思うので、全体の量の話、これは推計値がそのとおりだった、そうじゃないというのは年度で見直すのかもしれないですが、やはりクイックにエリアの状況みたいなものを、状況を加味して打ち手をなるべく早期に打っていくというようなことをぜひ、鈴木課長も先ほどきちんと待機児童についてはとおっしゃっていただきましたが、その辺りのところ実態を加味してぜひお願いしたいというのが要望でございます。

児童青少年課長:児童青少年課長の鈴木でございます。

今、高橋委員がおっしゃったとおり、確かに地域偏在というのが当然でございます。令和6年4月に10施設造りましたが、これは区内全域で全体的にニーズ量としては足りない部分もあったので、もうできるところに造ったイメージでございまして、7年度以降は地域偏在が出ておりますので、本当に必要なところにピンポイントで造っていくような整備を考えていきたいというふうに思っております。

高橋(誉)委員:ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございます。

ほかに会場、はい。

乾委員:失礼します。区民委員の乾です。

すみません、一部重複するかもしれませんが、病児保育のニーズ量算定のところで追加でお伺いさせていただきます。

病児保育、6月、7月にキャッシュレス決済とかあずかるこちゃんでネット予約ができたりとか、一利用者として大変利用しやすくなったと思っております。本当にありがとうございます。

一方で、ベビーシッターの利用助成事業の病児保育の対象者も小3から小6に拡充されております。単純に利用者の感覚としては、病気の子どもを毎回保育ルームに連れていけないといけないとか、あと先ほど出ましたけれども感染症の内容によっては隔離室が空かないと預けられないとか、もちろん保育士の配置基準も3対1なので一対一で看病してもらえないとか、小4以降は保育ルームの対象ではないので利用できないなどの、この辺りのことを考慮すると病児保育からベビーシッターの利用助成のほうにニーズが流れていくのではないかなというふうに単純に考えてしまうのですが、この辺り、病児保育のニーズ量の見込みについて先ほど限界もあるというふうにおっしゃっていましたが、ほかの事業との関連性みたいなところをどのように考慮されているのかなというのを伺いたしたいと思います。

子ども施策推進担当課長:子ども施策推進担当課長の富沢です。今、ご説明いただいたとおり、まさに病児の状態に関しましては、ベビーシッターのほうも扱うことができますし、病児保育というのを使うことができます。ですので、病児保育所が近くにあるとかないとか、あとそれぞれの皆さんの生活スタイルに応じて、時間であったりとか、そういったところの中で、利用しやすいほうを利用していただけるのが一番いいのかなというところで思っております。

ですので、我々といたしましては、どちらも使っていただけるように、また、ベビーシッターのほうは当然病児以外の子どもでも使うことができますので、様々な使い方をしていただけるようにというところでは考えてございます。

病児・病後児に関しましては、先ほどもご説明したとおり、国の基準等はあるつつも、今我々のところで把握している中で推計できる自治体に使っていただいているところと、どうしてもお断りになってしまうところというのを最低限、まずカバーしなきゃいけないところの中から、こういった数字を出しているところでございますので、それぞれの制度をそれぞれ皆さんのご都合に応じて使っていただけるように、これからも使いやすい制度に向けて整備していきたいと考えてございます。

乾委員:ありがとうございました。

秋山委員:区民委員の秋山です。今日はありがとうございます。保育園の入園等についてちょっとご質問させてください。

資料第3号で、令和6年ですと入所保留数が306人で、児童待機数から除く児童、つまりこれは区の認可保育園に入れなくて、ほかの認証とか、認可外に入られた方が304人で、残ったどこにも保育園に入れなかった方が二人というふうに捉えます。その捉え方が正しいかというのが一つ質問と、正しいとするならば国の基準で児童待機数から除く児童数が300人前後で、300から320人と、過去3年ぐらい変わっていないのですが、この数値をどのように捉えられているかということと、捉え方によっては、資料1-5号のこの事業計画への反映ですとか、1-4号にある大きい2番の多様な幼児教育・保育サービスの提供というところもちよっと関係するのかなと思ひまして、このご質問させていただきました。よろしく願いいたします。

遠藤会長:よろしくお願いいたします。

幼児保育課長:まず1点目の304人の国の基準で待機児童数から除く児童等の数のこの考え方が正しいかというところですかね。

秋山委員:そうですね。

幼児保育課長:これについては、国の基準でそういうふうな定めになっていまして、この中には、例えば育休を延長したい方、なので、保育園に入所する意思があまり高くない方、そういった方であったり、同様にその1園しか申し込まなかったということも、あんまり入所の意志がそこまで強くない方、そういった方を除くという国の明確な基準になっているところがございますので、これを今までも同じ考え方でやってきているところですよ。

この324人だったり、去年304人で、今年度も304人というこの推移の分析でございますけれども、基本的には、こちらの分析として申込みの人数自体はそんなに大きく増減をしていないので、この程度がやはり例年、育休の延長をしたりとか、そういった方のおおむねの人数がずっと続いているのかなというふうに考えているところですよ。

秋山委員:ありがとうございます。保育の質とか、ちょっとそういった影響にはなくて、延長とか、そういったところの絡みという分析をされているということで理解いたしました。ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございます。

時間の関係で次の議題のほうに移らせていただきたいと思います。もし後ほど時間に少し余裕があるようでしたら、また元に返ってご意見頂戴したいと思います。

それでは二つ目の議題の(仮称)子どもの権利擁護に関する条例の制定について、移ってまいりたいと思います。資料は第2-1号から資料第2-4号までです。

今回の会議では、条例の骨子案を中心に区の検討案について議論してまいりたいと思います。

(仮称)こどもの権利擁護に関する条例の制定について、富沢子ども施策推進担当課長よりご説明をお願いいたします。

子ども施策推進担当課長:子ども施策推進担当課長の富沢です。よろしくお願いいたします。

資料が幾つかあります。順番が前後しながらのご説明になると思いますので、見比べながら、お聞きいただければと思います。

まず、今のスケジュール感を確認しながらご説明しますので、早速飛んでしまって恐縮なのですが、資料2-4をご覧くださいませでしょうか。

本日、骨子案をお持ちしております。スケジュールで、6年の9月のところに骨子と書いてございます。本日の子ども・子育て会議では、この骨子案について皆さんのご意見をお聞かせいただきます。その後、10月から11月にかけては、子ども月間の中でWebアンケートを行ってまいります。こちらのWebアンケートの中身につきましては、次回の子ども・子育て会議で皆さんにお示しできるように準備を進めているところがございます。その後、まずは2月の素案にたどり着きたいと考えてございます。本日は骨子について、まずは注力して、議論いただければありがたいと存じます。

参考資料3で、一つ別の自治体の事例をお持ちしてございます。様々な自治体が条例を出していますがイメージとして、ご覧いただくとありがたいです。前回5月の段階では、東京都の条例をお持ちしましたが、今回は葛飾区のものを用いております。葛飾区は、令和5年10月1日に施行しているもので、最近施行したのですが、このような形で、全ての漢字に振り仮名を振ってあって、読みやすくしております。また、自治体が前文に対して独自性というのですか、いろいろな思いを込めているところがありまして、自治体ごとに色が出ているところです。ですので、我々も検討していく中で、前文にどういう思いを込めていこうかということもこれから皆さんとお話しさせていただくところです。

ですので、普通条例といいますと、漢字でかっちりというイメージがあるかと思うんですが、こういった形で読みやすくして、工夫しているようなスタイルもありますし、もしくは条例としてはしっかりつくった上で読みやすい版をつくるアプローチもあろうかと思えます。こういった形が最終的にいいのかということも、この先進めていく中で皆様とお話しさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、資料第2-2号をご覧いただけますでしょうか。横書きの表になっているものでございまして、こちらが各区の制定状況について整理したものです。23区でいきますと、八つの自治体が、既に権利の条例を持っておりまして、そちらの各区が例えばどんなタイトルのもので、どういう内容のものを規定しているかということを書き出したものでございます。左から2番目に葛飾区の例も整理しています。

表の一番左端のところに、それぞれどんな内容が書いてあるのかを項目として書き出しており、見比べていくと自治体と同じような項目を作っているのが見えてきます。

また、権利の条例の中で、どういう権利の種類を定めていくのか、権利の具体的な中身は何かをどう定めるのかが重要なところですが、各区の状況を整理したのが、資料2-3号です。それぞれの自治体が権利の中身を規定しているところで、どんなものを書いているのかを書き出し、似た概念のものを、まとめてみたものです。

5月の会議で、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利があることをお伝えしましたが、それになぞらえまして、各区のものを整理して並べ替えたものです。こちらを見ても分かるように、やはり重要な概念は、各区によってそう異なるところではないので、共通するものが見えてきたところです。資料第2-1号、こちらが今日、主に皆さんのご意見をいただきたいものになります。

(仮称)子どもの権利擁護に関する条例の骨子案については、今まで見ていただいたものなどを基に、我々事務局のほうで条例に定めるべき内容を書き出したものです。

分量もありますので、本当にざっくりとしたご説明になりますので、ご了承ください。

まずタイトルにつきましては、これからWebアンケートもやっていく中での意見であったり、言葉であったりを拾いつつ、検討していきます。

また、前文につきましても、先ほどお話ししたとおり、どのような内容で、どういうスタイルで書いていこうかということにつきましても、アンケートの意見も踏まえながら、検討していきます。

具体的な中身なのですけれども、まず一つ目は、目的が書いてございます。児童の権利に関する条約の理念に基づいて定めることを書いていきます。

二つ目は、言葉の意味ということで、「こども」とは、「保護者」とは、「区民」とは、と定めていきます。特に子どもに関しましては、今回は区内に在住、在学、在勤するなど、区内で生活し、活動する人で、かつ18歳未満の人、それにプラスして、これらの人と等しく権利を認めることが適当な人ということで、18歳未満を主なところとしながら、そこを年齢的に超えている方でも、等しく権利を認めることが適当と思われる方は入れていく形にしています。具体的には18歳の高校生で、また、昨年施行されていますこども基本法に関しましては、QAを抜粋してございますが、18歳とか20歳とかいう年齢では区切らず、心と身体の発達の過程にある人をこどもとしているということで、18歳を中心にしながらも、幅のある解釈になっています。我が区としても条例を定めるに当たっては、そういった考え方も踏まえながら定義していくことが妥当と考えています。

また2の(4)の「育ち学ぶ施設」は、保育所であったり、幼稚園であったり、学校であったり、その他、子どもたちが育ち、学ぶ活動をするための施設として定義しています。

2ページ目に進んでいただきまして、この条例に共通する基本理念をまず定めます。基本理念といたしましては、こどもの権利条約の四つの原則を掲げたいと考えています。こども基本法のほうも、条約が掲げています四つの原則をしっかりと基本理念に掲げています。今ここに書いてあるのは、こども基本法の条文の抜粋になってございますので、このまま定めるといふより、こういった考え方を区の条例としても入れていきたいところです。

具体的に四つの原則とは、一つ目が、差別的な取扱いは受けないことです。

二つ目は、命は守られ、成長できる、そういった機会を保障していくことです。

三つ目は、これは非常に重要なところになりますが、子どもたちが意見を表明する機会、それから社会的な活動に参加する機会を確保していくことです。

四つ目は、子どもに関して物事を決めていく際には、その子どもの最善の利益を優先して考慮すべきという考え方です。

我が区の条例に関しても、基本理念としてこの四つの原則はしっかり入れていきたいと考えています。

次が、こどもの権利の種類です。先ほどの整理等も踏まえまして、16個の中身が非常に大事なのではないかとということで、この数が多い、少ないの議論もあろうかと思いますが、事務局案として挙げました。

1から3までが、いわゆる生きる権利、4から9までが育つ権利、10番から14番までが守られる権利、15、16番は参加する権利になろうかと考えます。

次のページに進みまして、5、6、7、8は、それぞれに関して区の役割、保護者の役割、区民等の役割、育ち学ぶ施設の役割ということで、こどもの権利をしっかりと守っていくために、それぞれの主体が果たすべき役割を書いている部分です。

次に、9番は、こどもの意見の表明と参加ということで、今回非常に大切なところと考えています。まずは子どもが自分の意見を表明する、社会活動に参加する機会を確保すること。それから、その反映に努めること。また、意見を表明する前提として、必要な情報をしっかり得られるような機会の確保に努めること。最後が、自分でうまく意思

を伝えられない子どもに対しても、その意思を酌み取ったり、必要に応じてそのこどもの意見を代弁するよう努めることということです。

10番目からは、先ほど4番のところで、こどもの権利を掲げたのですが、その中でも特に大切なものに関しまして保障する場面をしっかりと改めて書き出しているところです。10番が安全・安心に過ごすことができる環境づくり、11番が学びの環境づくり、12番が居場所づくり、13番が安心して相談できる環境づくり、14番が虐待、体罰、いじめ等の防止、15番が貧困の防止を掲げています。16番は、そのための施策を区としてしっかり推進していきますというところを書いています。ここに関しましては、具体的な推進体制というのを規定していく必要がありますが、今の段階ではまだ、具体的にまとめられておりませんので、今後の皆様との検討の中でお示ししていきます。先行の自治体をみますと様々な取組をされているところがございますので、そういったものを踏まえながら、ご議論いただきたいと考えています。

最後17番目が、こどもの権利に関する普及啓発です。

ざっくりとした説明になりますが、骨子案についてはまずは一つたたき台といいますか、案としてお持ちいたしましたので、皆様のご意見をよろしく願いいたします。

遠藤会長:ご説明ありがとうございました。

ただいま、こども施策推進担当課長より(仮称)子どもの権利擁護に関する条例の制定について、ご説明いただいたわけではありますが、先ほど2-4の資料にございましたように、スケジュール的には、段階的にこれから検討を重ねていくものかと思えます。今回は特に大枠、骨子ということに関してご意見を頂戴できればというふうに思えますので、まず本日ご出席いただきました杉本校長、田島校長、安藤弁護士、磯崎弁護士から最初にご意見をいただきまして、その後、会場にいらっしゃる委員の方、そしてオンラインご出席の委員の方の順でご発言を頂戴したいと思います。

それでは初めに杉本校長、よろしく願いいたします。

杉本校長:小学校校長会、本郷小学校の杉本です。

私が、今の権利条約のことを読んでいて、感じたことを3点ほどお話しさせていただきます。

一つ目は、子どもの意見をWebアンケート等を通して募集するというので、これは非常に大事だと思っています。やっぱり子どもたちは自分たちがこの条約づくりに関わっているということを感じることは、やはり主体的にその後、条約について自分たちで考えるということ、また実行しようということにもつながっていくので、とてもよいことだと思っております。

二つ目が、この資料2-3号のところの何ページ目でしたか。遊び・学び・休むということが、育つ権利というところがありますけれど、1枚目の裏ですか。そこにあります。そこに遊びとか、学びとか、休むというのがあるのですが、私、現場で実際子どもたちを見ていまして、子どもたちが本当に日々忙しくしている姿が見られます。中には移動教室から2泊3日で帰ってきたら、この後習い事があるんだとか、少しバスが遅れてくれれば、それに行かずに済むんだけどなど、そんな声も実は聞いています。やはり子どもたちは忙しくしているの、休むということは、何か一つのポイントだなと思いながら聞いていました。

三つ目が、やっぱりこのせっかく条約をつくっても、やっぱり小さい子どもたちが、これ、よく分からないというのだといけないので、先ほども実際条約ができてから次の段階だということがありましたけれども、ぜひ、小さい子たちでも、こんな区の約束があるんだ、みたいな、自分たちは守られているんだ、言えるんだ、みたいな、そんなこども版みたいなのができるととてもうれしいなというふうに思いました。

以上三つです。ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございました。

それでは、田島校長、よろしく願いいたします。

田島校長:今、お話を伺っていて、私もそのとおりだなというふうに思いました。やっぱりこどもの権利を守っていくというのは誰のためかという、子どものためですね。だからやはり子どもに分かるようなものがあつたほうがいいだろうと思います。小さいお子さんでも、小学生、それから幼稚園、保育園もそうですし、約束事みたいな感じでもいいですし、中高生になってくると、この内容は理解できるかと思ひます。それをきちっと制定した後に、それらが全ての子どもたちにご理解できるような形で普及していただくとありがたいなというふうに思っています。

これは大人たちだけが知っているというのでは、ただ法律を制定するだけで終わってしまいます。それらをきちっと生かしていくということが大事なのではないかなというふうに感じております。

実はこういうことがありました。子どもが保護者から受けていることに関して、見相とか、子家センに相談をして、それでそちらの方が保護者に面談をしていろいろ事情を聞いたんです。そうしたら保護者の方が、何てことをしてくれただと。あなたがそんなことを言いつけるから、私たちは学校に行きづらくなったということで、保護者がやっぱり子どもの実態から出ている意見を抑えるような動きがあつたというのが事実でございます。

ですから、大人ももちろん、この辺のことを理解していく、それから子どもが意見を言いやすい環境をつくっていくというのが大事だと思います。その子は強い子でしたので、だって本当のことだものというふうに親にきちっと言えましたが、そうじゃないお子さんもいらっしゃいます。本当の意味で、こどもの権利を守っていただければ、ありがたいなというふうに思っております。

それからこの骨子案とはちょっと違うのですが、このちょっと前にお話があつた資料1から4までの中で、区の見相が出来上がりますけれども、ここでやっぱり学校と見相ときちんとなつないでいくというのが大事かなというふうに思っていますので、その辺のところも機能していけるようになっていくといいなというふうに願っております。

本当にこれが子どもにとっていい形になることを、現場の人間として、子どもが日々困り事とか、悩んでいることとか、今日も泣きながら訴えている子とかありましたけれども、そういうところに届いていくようにしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

遠藤会長:ありがとうございました。

それでは安藤様弁護士、よろしく願いいたします。

安藤弁護士:弁護士の安藤です。よろしく願いいたします。

骨子案のところについては、まず冒頭、担当の富沢様からご説明があったように、条例の形式をどうしていくのかというのは、まさにこの顔といいますか、見え方というか、これは非常に議論をしていただければなというふうに思っております。

葛飾区さんの条例も参考資料としてつけていただいていますように、振り仮名を振るだとかというのは一つのポイントだろうし、年齢に応じた分かりやすい表現で、それぞれの年代別ごとにつくるというのも大事だし、かっちりしたものをつくるというのも、もちろん大事なかなと思いますけれども、一つ、やはり文京区というふうに特徴づけるためには、この形式には、少し個人的にはこだわっていただきたいかなというふうにも考えております。

それから時間をかけてというところで、ぜひとも皆様にご議論というか、ご意見をお願いしたいのは、まさに前文のところですか。ここも条例の顔になろうかと思えます。文京区らしさというところで、今、前段でご説明いただいたこの子育て支援計画の内容にも触れつつ、何か文京区らしさというものを、個々の顔ということで表現していただくというところは、よろしいのかなと思えます。

あと、これはおそらく事務局サイドとしては、網羅的に権利というものをぎっと並べていただいたと思うのですが、ちょっと多いかなという感じがして、というのは、おそらくこれは各①から⑯がありますけれども、おそらくこれが相互に関連をしているものだと思うのですが、もう少しその分かりやすさという観点も踏まえて絞り込むのか、あるいはもちろん議論によっては増えていくことも当然あるかと思えますけれども、その辺りを少しご議論というか、ご検討いただいてもよろしいのかなということがまず思いました。

以上になります。

遠藤会長:ありがとうございます。

それでは磯崎弁護士、よろしく願いいたします。

磯崎弁護士:弁護士の磯崎でございます。私からは、形式的なところをご意見させていただきたいと思えます。

一つ目は、言葉の点で、子どもというのを全部平仮名にされていて、とても優しい感じがして、すごくいいと思った反面、条例で、仮にですけれども、条文にしたとき漢字が一つ抜けてしまうことで、例えば子どもから始まると、平仮名から始まって優しい感じでいいのですけれども、何とかのための何とかといった、その次に子どもが出てきたときに、ずっと平仮名がつながってしまうので、ちょっと読みにくいと思えました。つまり、メリットとデメリットが両方あると思えました。

それと、まだ研究中、調査中なのですが、保護者の役割のところ、保護者の責務に関して、保護者が子どもの権利の保障に努めるという、このフレーズが、ほかの区でも出てくるので、これはこれでいいのかなと思う部分もあるのですが、基本的に保護者と子どもの関係というのは、私人と私人の関係なので、権利の保障という言葉を使っていいのかなと、個人的には違和感を持ちました。ちょっとまだ調査中、研究中なのその成果を次回お伝えさせていただきたいと思っております。

それと、先ほど杉本先生から、休むということについてご意見があったのですが、私も同じように思っております。文京区では、いろいろなご家庭があるので一概にこのパタ

ーンのご家庭が多いというふうには言い切れないとは思いますが、教育虐待と言われるパターンの虐待も時々見受けられていて、そういうお家の方を念頭に考えると、お子さんにはぜひ休む権利を区で何か保障してあげるといのは重要なことなのかなと思いますので、そういう言葉を使うと、文京区らしい子どもの権利擁護というところにマッチしていいと思いました。

以上です。

遠藤会長:ありがとうございます。

まず、富沢課長、よろしく願いいたします。

子ども施策推進担当課長:様々なご意見、ありがとうございます。特に質疑応答ということではないのかなと思うので、補足というところで、お話しさせていただきたいと思います。

子どもの表記につきまして、子だけ漢字にする場合と平仮名の場合と、いろいろあるのですが、子どもの表記自体につきましては、国からは平仮名のこどもの推奨が出ています。こども基本法でも、当然平仮名を使っているのですが、年齢で一線を画さない場合は、平仮名のほうがいいと考えられます。それから法律に根拠があって引用している場合は、法律の書き方に従います。例えば、子ども・子育て会議は法律の根拠があるので、漢字となります。また、こども基本法の考え方も踏襲していくので、今回、平仮名のこどものほうがいいとしているところです。実は、今日お配りした資料も、何か所か漢字の「子」が残っているところがあって、そこはご容赦ください。次回までに直します。

あとは磯崎弁護士がおっしゃっていただいた、保障というところの表現につきましても、お知恵をいただけるとありがたいです。

遠藤会長:よろしく願いします。

児童相談所開設準備室長:児童相談所開設準備室の佐藤でございます。先ほど、田島校長からもお話をいただきました、小中学校と、これから新たにできます文京区児童相談所との連携の方策について、令和7年4月からの開設を見込んでおります区児童相談所と、教育機関と子ども家庭支援センターとの一層の連携や役割分担というところにつきましては、この夏以降に向けて、研修の中でお邪魔させていただいたりですとか、あるいは実際のこのケースワーク上の様々な動き方等々について、お話をさせていただければと考えてございます。本区の体制もそのような形で強化されているというところで、また一層準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

遠藤会長:ありがとうございます。

それでは、会場から何かご意見はございませんでしょうか。

河合委員:公募区民の河合でございます。先ほど杉本校長と磯崎弁護士のほうからお話しいただいたとおり、私もこれを初めて読んだときから、休むということの大切さというのを何とかしたいなと思って、こちらの資料2-1を読んでいたのですが、休むというキーワードが、2ページ目の権利のところには2か所出るのですが、実はその後の区の役割から17まで、休むというキーワードで、何か関連することが書いてあるかなと見ると、ないんですね。感覚的には、やっぱり育ち学ぶ施設というのが、何をしている

のかといったときに、遊んで、学んで、その他の活動をするみたいな、何か活発で、いつも頑張っている子どもの印象、それを支援するみたいな感じがあって、憩いの場とか、休める場とか、そういった明示的な文章がないので、何かこれだけでは疲れるかなというふうに思ったのが、第一印象としてありました。なので、これから文案を考えるときに、憩いとか、休みとか、そういうキーワードをしっかりと入れるような形でご検討いただければよいかなと思います。

以上です。

遠藤会長:富沢課長、よろしくお願いいたします。

子ども施策推進担当課長:ありがとうございます。今、休むというキーワードがありましたので、例えば12番のこどもの居場所づくりのところも読んでいきますと、こどもが遊び、学び、その他のとなっているので、ここに休むという言葉を入れ、しっかり位置づけると、休むことの大切さというのを打ち出せるのかと思いましたので、修正を検討します。ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございます。

それでは、五十嵐委員、よろしくお願いいたします。

五十嵐委員:小学校PTA連合会の五十嵐です。2点お聞きしたいのですが、この資料2-2でまとめてくださったものに、文京区という表を、一覧、作ってみますと、これはこどもの定義の部分は、18歳プラスアルファという位置づけでよろしいのかというところが1点聞きたいです。というのも、18歳というふうになっているのは、目黒区、世田谷区で、残り、直近の新しく制定されているところ、豊島区以降、令和に入ってから制定されているところは18歳プラスアルファなので、ぜひプラスアルファの部分、大事だなと思っております。

それから、この2-1号を照らし合わせて、1番、2番、3番、4番、基本的に入っているところを確認させていただいたのですが、皆さんご指摘のように休むというところと絡んでくると思うのですが、学びの環境づくりや、こどもの居場所づくり、安心して相談できるの辺りですね。上から1から8まではそのままの順番、15番のところは、文京区では9番のものがついています。その続きなのですが、17、18の部分が14条、それから、19のところ10、20のところ12、21が13、22が11、23が15と照らし合わせて考えていきますと、文京区らしさというか、学びの環境づくりのほうが居場所や安心して相談できる環境よりも先に来ております。東京都のほうは居場所が第6条、相談できるが7条、その後、学習環境というところになっていまして、北区の今年4月に制定されたところも、やはり学びのほうが後ろで、先にいじめ、虐待の防止や、安心できるとか、居場所づくりのところがあります。この休むというところが、キーワードがかなりの委員からご指摘があるということを考えると、学びの環境づくりは後ろに持っていったというような順番も大事なのではないかなと思いましたので、お話しさせていただきます。ありがとうございます。

遠藤会長:富沢課長、よろしくお願いいたします。

子ども施策推進担当課長:大変ありがとうございました。まず18歳のところですが、この表について説明していなかったところですが、18歳プラスアルファについては、令和に入ってから当然ですし、豊島区は、平成の時代から18歳プラスアルファというもの

を入れています。規定ぶりはどの区も骨子でお示したのと同じような形で書いています。我々も同じ概念でいきたいと思っています。

令和5年に子ども基本法もできているところもございしますので、そういったものを踏まえながらになろうかと思っています。

つぎに条文の並び順なのですが、今の並び順は、4番の権利の並びになるべく合わせて10番以降を並べていますので、どちらが重要ということではないのかもしれませんが、より区として打ち出したいというところをもし書くのであれば、4番の並びのところも少し見直しながら、それと併せて10番から15番までの順番は意識して配置してもいいのかと考え、そういったところも配慮して直していければと思います。ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

篠原委員:区民委員の篠原でございます。すみません。そもそものところをちょっとお伺いしたいのですが、今回、骨子案2-1号の資料に書いていただいた、番号というか、丸のついていない番号がそのまま権利条例の何章であったりとか、何条になっていくという認識で読んでいてよいものでしょうか。よいものですかね。

子ども施策推進担当課長:今後お話ししていく中で、中身が入れ替わったりとか、つけ加わったりとか、削られたりとか、そういったものを経た上で、行く行くは第1条、第2条という形に直していきます。

篠原委員:ありがとうございます。そうすると、各区の制定状況から見ると、各区それぞれ書いているところ、書いていないところがあるから、この表が何でしょう、虫食いじゃないですけど、抜けていることになっているかと思います。そうすると文京区として選ばない項目も、なので、つまりはこの資料第2-2号の一番左の項目を全部網羅するつもりはなくて、そこからピックアップして、この文京区用を作っていくという意図でおつくりになる認識で大丈夫ですか。

遠藤会長:よろしく願いします。

子ども施策推進担当課長:各区のものを全部見てみまして、基本的な考え方は共通していると理解したところです。あとはどういうふうに見せていくかというところがございます。

例えば10番とか、11番の辺りのところ、今、ちょうど葛飾区のものがありますので、ご覧いただくと分かりやすいと思いますが、葛飾区の13条、14条、15条辺りは、家庭であったり、育ち学ぶ施設であったり、地域社会であったりという、そういう場面というか、場所というかにクローズアップして書いているんですが、中を見ると、例えば差別、暴力、虐待は受けないことというのが全てに書いてあります。その辺のまとめ方の違いはどちらがいいか、どちらのほうがよりふさわしいかということを選ぶだけの話です。家庭、施設、地域社会というのをクローズアップして、そこではこうしたほうがいいですよという書き方にするのであれば、この葛飾のパターンなのですが、規定の重複を避けて共通するものを抜き出すような形にすると、今、骨子で示しているようなところになります。案としては重複を避ける形でお出ししています。表2-2号の網かけがかかっている部分は骨子に入れ込んでいるところですので、そこで足りない部分であったり、また、

ここにはないけれども、そのほかの概念で重要なものがあれば、ご意見いただければありがたいです。

篠原委員:ご説明いただきありがとうございます。まさに網かけと網かけじゃないところの差は何ですかという話もお伺いしたかったので、ちょうどよかったです。

家庭の支援とか、頑張ってる文京区はやっているんで、結局多分子どもたちは、きっとこれを目にして、じゃあ文京区でどんな権利、この権利条例を基にどんな施策がされているのか、自分たちは何が利用できるのかということを見に行くきっかけになるかと思うので、そういうところは、ぜひ入れ込めるような権利条例にさせていただくのがいいのかなと思った次第でした。

また、これから、今は骨子をつくっている段階なので、多分一番もりもりのものをつくっていくと思うのですが、各年齢とか理解度に合わせてもうちょっと簡単にしたものであったりとか、あとは目の見えない子への配慮として、点字であったりとか、外国籍の子も、日本語がまだ読めない子もいるかもしれないので、外国語版を作るとか、そういう話も今後出てくるのかなと思って、今後に期待しております。

以上です。

遠藤会長:ありがとうございます。

それではよろしく願いいたします。

大野委員:文京区立幼稚園PTA連合会の大野でございます。資料2-2の32にある、子どもの権利を守るための取組というのが、資料第2-1に書いてある骨子のほうには載っていないのですが、それは何か理由があってなのでしょうか。よろしくお願いいたします。

子ども施策推進担当課長:こちらの条例を推進していくに当たっての取組、仕組みづくりのところかと思えます。今回は16番のところ、概要といいますか、一番大きなところのくりで取組を推進するということまで書いたのですが、その先の具体的な取組につきましては、これから整理をして、案をお出ししていきますので、今の段階で載せていないということです。各区様々な取組をしていますので、そういったものも研究しながら、我が区としてはどんなものがよいのかというのをこれから形にしていきます。

大野委員:ありがとうございます。

秋山委員:区民の秋山です。ありがとうございます。ちょっと資料の見方としては、2-2と2-3のところの題目に今回骨子で入れようとしているところが何かあると分かりやすいなと思いました。次回につながるころ、今、各委員の方がおっしゃった意見と重なりませんが、文京区としては、こういった項目を入れたいというちょっと簡単なサマライズされたものになるのかなと思いましたので、意見させていただきました。

もう一つの意見なのですが、骨子案の中で、やはりちょっと私自身、内容を読むと、私が子どもの、昭和でも当てはまる、あるといいなという内容だったと感じた反面、令和らしさというのは要るのかなみたいのところ、具体的に令和らしさが何かというのは、私もアイデアがないのですが、今の時代を踏まえて、一つキーワードは休みという言葉があったかと思うのですが、それ以外ないのかなというところは、ちょっといろんな専門家の先生方のご意見も伺いながら盛り込むのが、あるべきであれば盛り込んだほうがよいのかなという、ちょっと意見です。

一つ思い浮かんだのは、依存症みたいなのも結構子どもさんとかも多いのかなと思っていて、一つはスマホも依存症として非常に、Webアンケートとか非常に有益なツールでもある反面、子どもさんの、前回のこの子育て会議でも視力の話も出ましたけど、視力ですとか、子どもさん自身がスマホに依存するとか、あと親御さんが依存することで、間接的に虐待だとか、例えば、小さい子どもさんがいるとスマホに目がいつて、気づいたら子どもがベッドから落ちたとか、そういった事故もあって、結構スマホというのは、今の時代、切っても切り離せない、我々としても、今のこういったアンケートとかにも使われるツールである。便利な部分、メリットとデメリット、結構大きい部分もあるかなと思ったので、そういった、ちょっと今スマホは一つの例ですけれども、何か令和らしさみたいなものと、あと文京区らしさというところをちょっとどう盛り込むかを今後、皆さんと一緒に考えたいなと思って意見させていただいた次第です。

以上です。

子ども施策推進担当課長:ありがとうございます。文京区らしさというのは考えていましたが、令和らしさというのは考えなければいけないなと思ったところでございます。

そういう意味でいきますと、一つは、意見の表明であったりとか、その辺のところは令和らしさという表現でいいのか分からないのですが、こども基本法でもしっかり打ち出しているところもございまして、我々行政の課題としても、どうやって、区民の皆さんの声を区政に反映するかという中で、子どもの意見はどういうふうに聞いていったらいいのだろうか、大きなテーマになろうかと思うので、もしかしたら令和らしさというのは、一つ、参加をどう捉えるかになるのかなと感じたところです。

また、文京区らしさのところをいくと、やはりタイトルだったり、前文だったりというところをどう作っていくかということもあろうかと思っておりますので、そこは引き続き研究していきたいと思っております。ありがとうございます。

遠藤会長:ありがとうございます。

はい、じゃあ最後。

河合委員:すみません。時間が迫っている中で申し訳ないですが、一つ思いついたのが、多様性というキーワードはいかがかなと思われましたので、提案というか、アイデアを出しました。

以上です。

遠藤会長:ありがとうございます。

それでは、もう8時半になろうとしておりますが、よろしいでしょうか。

それでは。

原田委員:すみません。時間が迫っていたので遠慮してしまっていたのですが、先ほどのご説明の中で、おそらくそうなのではないかなと思ったのですが、具体的な推進体制は今後という中で、資料2-2だと16番の子ども会議とか、30番の子どもの権利委員会とか、権利擁護委員とか、その辺りに関しまして、前文や責務も大切とは思いますが、作文みたいなところもあるのかなと感じますところ、多分子どもに参加してもらってこんなことがあるよと言ってもらうとか、あと今日弁護士の先生がお見えくださっていますけれども、こどもの権利をアドボケートするとか、最近色々話題になっている論点な

のかなというふうに思います。また多分案をお示しいただけるといことなのかなと思いますので、次回また議論させていただければと思っております。

子ども施策推進担当課長:ありがとうございました。おっしゃるとおりで、どのような具体的な推進体制をつくっていかうかというのは、これからの大きな課題と思っております。

推進体制のほうは条例をつくった後もずっと続いていく部分もございますので、よりよい形を考えていきたいところです。また、制定後の話でいきますと、やはり普及啓発として分かりやすいものをつくって伝えていくというのは常に続けていく必要があります。また、我々の取組としては、制定後に限らず、制定の途中に関しても、例えば9月以降、子ども月間というものを設けて子育てフェスティバルであるとか、様々なイベントの中でこどもの権利自体を知っていただく啓発は進めていきますので、その両方からこどもの権利というものを、条例もつくりつつ、啓発もやりながら、より皆さんに定着するように取り組んでいければと考えています。

また、今日、時間も限られているところもありますし、初めてご覧いただいたところもあろうと思しますので、次回に関しましては、アンケートの話を中心に議論いただきたいのですが、引き続きこの骨子案についてもご議論いただければありがたいなと思っております。

最後にご提案ですが、骨子の名称なのですが、今、漢字で子どもの権利擁護に関する条例の骨子案となっているので、ここのところも、次回以降に関しては平仮名でこどもとし、幅広くという意味で捉え、擁護の表記を削除し、仮称としては、「こどもの権利に関する条例」として、次回以降お示ししたいと思っております。

もう一つが、骨子という表現なのですが、この骨子案の骨子というのも、これからアンケートを小学生たちにとろうとしたときに、ほねこと読んだりして分かりにくいかなと思しますので、このところは「基本的な考え方(骨子)」と形を変えまして、少しでも分かりやすい形にしようと思しますので、8月の子ども・子育て会議の段階では、改めたものでお出ししたいと思しますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

遠藤会長:ありがとうございました。

既に予定の時間を過ぎておりますが、オンラインで今日ご参加の高橋先生、高櫻先生、何かございましたら、一言よろしく願いいたします。

じゃあ、高櫻先生でしょうか。

高櫻委員:青山学院大学の高櫻です。本日はオンラインで失礼いたします。時間がないところで申し訳ありません。1点お願いがあり、お伝えさせていただけたらと思っております。

資料2-1の3ページ目、9番に、こどもの意見等の表明と参加という項目を設けていただきまして、さらに5つ目でしょうか、自分でうまく意思を伝えられないこどもに対してその意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するように努めること、ということを入れていただきました。この点、乳幼児期の子どもたちの保育、教育を考え、研究する立場としましては大変ありがたいと思ったのですが、ここのところのスタンスというか表現を少しもんでいただけないかというお願いです。といいますのも、乳幼児期の特に話し言葉とか書き言葉があまり発達していない段階の子どもたちの意見をどの

ようにくみ取っていくのかが非常に問題になってくると思います。確かにこうした年齢のお子さんたちは、私たちが使っているような話し言葉などでの意見の表明はしていませんが、しぐさなどで自分の意思や感情を伝えております。それを大人が意見として認めるかどうか、いわゆる非言語の部分も含めて、それは子どもたちの考えを表している手段だというふうに捉えるかどうか非常に大きな問題だと思っております。

文京区は非常に子どもたちの育ちを大切にしているというところから考えても、うまく意思を伝えられないから代弁をするというスタンスではなくて、文京区は0歳から子どもたちが非言語を用いて意思を伝えており、それを私たちは意見として受け止める、だからこそ話し言葉や書き言葉ではまだうまく意思を伝えられない子どもに対しても、その子どもも含めて意見を代弁するんだという、スタンスで内容を考えていただけるとありがたいと思ひまして、お願いでございます。よろしくお願ひいたします。

遠藤会長:ありがとうございます。

それでは高橋先生、何かございますでしょうか。

高橋(貴)副会長:白百合女子大の高橋です。継続審議ということなので、1点だけ投げかけをして、お答えは大丈夫です。

四つの権利と四つの原則の話なのです。今、ユニセフはほとんど四つの権利よりも四つの原則のほうに振って、いろいろなことをまとめるようになってきているので、それを文京区としてどっちで見せていくのかというのを、検討をお願いします。これは各自治体で、葛飾みたいに四つの権利でぼんと出しているところもあれば、四つの原則1本でいっちゃっているところもあるので、ただ、流れはもうユニセフが権利を引っ込めるといふような言い方をしているのです、その辺りもちょっと含めて次回議論していただければと思います。

以上です。

遠藤会長:ありがとうございます。

まだまだ議論も尽きないところかと思いますが、既に予定の時間を過ぎておりますので、本日はここまでというふうにさせていただきたいと思ひます。

最後に今後の日程について事務局からご説明をお願いいたしますけれども、次回の会議でも子育て支援計画の策定ほか、こどもの権利擁護に関する条例の制定について、特にアンケートの項目を中心に、またご意見頂戴することになるかと思ひます。

本日もご出席いただきました杉本校長、田島校長、安藤弁護士、磯崎弁護士には、引き続きご出席をいただき、また、ご意見を賜りたいというふうに考えております。

そうですね。本日はここまでということで、またバトンタッチということでよろしくお願ひいたします。

子育て支援課長:本日は活発なご議論、ありがとうございます。8月にもまた同じ形で進めてまいりますので、引き続きご意見があればお願ひいたします。

次回の第3回の会議日程は、ご案内のとおり8月6日のこの6時半からを予定しております。また、その次の第4回会議の日程は、口頭ですみません。10月17日の6時半を予定してございます。もう一回言ひます。10月17日、木曜日の18時半を予定してございます。

改めてこちら開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

遠藤会長:ありがとうございました。ほかに特になければ、本日の議事はこれで終了とさせていただきますと思います。

長時間にわたって、活発にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

以上